

日曜論壇

まさあさ  
雅章

2022.5.8

3千人。うち施設収容者は約1万2千人とわずか10%にすぎなかつた。福祉を宗教家や篤志家に頼っていてはとても対応が追い付かず、児童の保護と育成を行政の責任において行うことと明確にしたのが「児童福祉法」である。

なかつたり、虐待されたりするなどした環境下で、養護を要する児童（要保護児童）の福祉は県の機関である児童相談所（児相）が担い、児相が要保護児童を発見・保護し施設に収容する、いわゆる「収容保護」が定着していく。現在県内に児童養護施設は11あ

児童養護施設への入所理由の8割は養育者が欠けることによるものであった。今日、入所理由の半数近くは虐待が占め、かつてのように養育者が欠けて入所に至るのは約15%にすぎない。

て珍しい命が奪われる事件が後を絶たない。そのたびに「どうして保護をしなかったのか」「どうして家庭に戻したのか」など、児相の不手際が非難される。

しかしその陰で、近隣住民は気がつかなかつたのか、子どものSOSを受け止める人は

北境の力から抜け出したい状態にある。不適切な養育環境に置かれたままになっている児童が数多く存在する中、在宅のまま地域から離さないで地域で育て上げていく「地域養護」の推進が求められている。

## 求められている地域養護団

共同体は、児童の保護者として、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定する。これがして全国各県に児童養護施設（当時は養護施設）が設立され、児童権社法制定から5年でその数は約400（現在612）に上った。

る。4市に2施設す、県北地区にはないなど偏在も指摘されるが、「収容保護」については県内どこのあつてもよかつたのだ。

万5004件(初めて20万件)を超えた。このうち最終的に親子分離が必要と判断されて施設や里親に委託された件数は4348件で、相談対応件数の21・1%にすぎなかつた。実に98%は在宅の状態に置かれたままになっている。

残念なことに、虐待によつ

児童虐待の急増により、要保護児童を家庭・地域から切り離して問題を見えなくし、それで「よし」とする時代はとうに過ぎ去った。今日の子育ては、親戚の手も借りられない、近所付き合いも希薄で地域の大いからの援助も難しい状態にある。

不適切な養育環境に置かれたままになつてゐる児童が数多く存在する中、在宅のまま地域から離さないで地域で育て上げていく「地域養護」の推進が求められていく。

(県児童養護施設等連絡協議会長)